

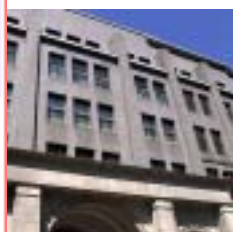
Tax Report

動向をつかんで万全を期す

平成22年度税制改正の 概要と見通し



- 1 民主党政権下による初の税制改正
- 2 税制改革に当たっての基本的考え方
- 3 各主要課題の改革の方向性
- 4 平成22年度税制改正の主な項目の見通し



1 | 民主党政権下による初の税制改正

1 | 経済・社会構造の変化

我が国は、内外の経済・社会構造の激しい変化に直面し、様々な問題を抱えています。

わが国が直面している変化と問題

人口減少と高齢化が同時進行する社会への突入
グローバル化の急速な進展
国内での格差拡大
資源制約の問題
気候変動をはじめとする環境問題

第一の最も大きな変化は、人口減少と高齢化が同時進行する社会への突入です。このような人口構造の変化は、我が国経済を支える労働者や消費者の減少を通じて、経済成長力を低下させます。また納税者も減少するため、税収にも大きな影響を与えます。これらの結果、年金・医療・介護などの現行社会保障制度の根幹は大きく揺らいでおり、国民の将来不安の大きな原因にもなっています。

第二に、グローバル化の急速な進展があります。もはやいかなる活動も国内で完結せず、私たちの生活は常にグローバルな経済社会の中で営まれています。グローバル化の進展は、経済の効率化による世界的な富の拡大など、大きな成果をもたらしてきた一方、競争に敗れた国内産業の衰退、国際的な格差の拡大、投機的資金の流出入による市場の混乱などの副作用ももたらしてきました。

第三に、国内での格差拡大があります。グローバル化や規制緩和の急速な進展に伴う競争の激化や非正規雇用の増大、税財政の所得再分配機能の低下などにより、所得階層間や世代間の利害が対立する様相を呈し、また、地域間格差も広がっており、このままでは格差が固定化するおそれがあります。

第四に、資源制約の問題です。我が国は資源小国であり、特にエネルギー資源の確保は長年の課題です。我が国経済はエネルギー価格の上昇に対して脆弱であり、近年、途上国の経済発展などに伴うエネルギー価格の上昇が、企業収益の圧迫を通じて人件費削減につながってきたとの指摘もあります。

第五に、気候変動をはじめとする環境問題です。温室効果ガスによる地球温暖化は、海面上昇、異常気象、穀物生産量の低下、希少生物の絶滅の危機などを引き起こし、人類と生物の生存基盤である豊かな地球環境を脅かすおそれが生じると指摘されています。

なお、現下の経済動向を見ると、景気は、持ち直してきていますが、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として国民生活を取り巻く情勢は厳しく、政府は大幅な税収減などの困難に直面しています。先行きも、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレ、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況にあります。

2 | これまでの政府の対応

このような問題に対し、これまでの政府は十分な対応をとってきたとはいえません。

これまでの政府の対応

人口減少・超高齢社会への対応の大幅な遅れ
 既得権益の擁護
 累次にわたる社会保障関係費の増大 等

まず、人口減少・超高齢社会への対応が大幅に遅れています。近年のグローバル化による競争激化によって企業の福祉は減少、また核家族化や単身世帯の増加、生活スタイルの変化などが起きています。こうした中で、本来は、セーフティネット機能を社会全体で担う形へと現行の社会保障制度の抜本的改革や少子化対策を行うことなどが必要でした。

次に、既得権益を見直すことなく擁護してきたきらいがあります。例えば、これまでの予算編成では、一度予算がつくとそれが既得権となり、不必要な予算までもが温存されることとなります。また、税制改正も決定過程が極めて不透明であり、納税者の立場から見て公平性が大いに疑われるような形になってしまいました。

さらに、累次にわたる大規模な経済対策や少子高齢化の進展による社会保障関係費の増大等により、現政権に引き継がれた国の長期債務残高は他の先進諸国に類を見ない水準に達しています。国債発行が増大すれば金利の上昇を招き、財政がさらに悪化し、政策の自由度が制限されるとともに、個人の債務負担の増加、企業の設備投資・資金繰りへの悪影響を招くおそれがあります。また、財政赤字は将来世代への負担先送りを意味し、世代間の不公平が拡大する原因ともなっています。同時に地方の債務残高の累積も大きな問題であり、抜本的な解決が求められています。

時代の大きな転換期の中で今必要なことは、病気や失業、老後といった誰もが持つリスクに対して政府がきちんとしたセーフティネットを整備することによって、国民に安心感を与えることです。この安心感が、国民に起業や創業などリスクを取ってチャレンジする勇気を与え、また貯蓄を消費に向かわせる原動力となります。これらが新たな経済成長へ、さらには税収増となって財政の健全化へとつながります。そして財政の健全化は支え合う

社会に必要な財源確保に結びつきます。つまり、セーフティネットの確立と経済活性化、財政健全化の三つは一体の関係にあり、この好循環を確立することが求められています。

3 | 構造変化への対応と新たな国づくり

鳩山政権では、経済・社会構造の変化に対し以下のような方針で対応を開始しています。

経済・社会構造の変化に対する方針

市場は万能ではないという認識の下、「人間のための経済」を目指す
 子どもは「社会の宝」として、社会全体で責任をもって育て上げる体制を作る
 地域主権の確立による地方の再生
 世界で最も進んだ持続可能な低炭素社会をつくることを目指す

第一に、市場メカニズムの持つ効率的な資源配分機能は十分に認識しつつ、市場は万能ではないという認識の下「人間のための経済」を目指しています。経済面での自由な競争は促しつつも雇用や人材育成といった面でのセーフティネットの整備、食品の安全や治安の確保、消費者の視点の重視といった国民の暮らしの豊かさに力点を置くという考えです。

第二に、チルドレンファーストの考え方に立ち、子どもは「社会の宝」として、社会全体で責任をもって育て上げる体制を作り、少子化に歯止めをかけることを目指しています。具体的には、現金給付型サービスの拡充と併せて、NPOなどの「新たな公共」の担い手の参画も得ながら、市場では調達しにくい育児・保育サービスなどの現物給付型サービスが子どもを持つ世帯に行き渡るようにする政策をセットで提供していきます。男女の働き方を制約している要因を取り除き、家庭での時間を大切にできるような政策を進めることも重要です。

第三に、地域主権の確立による地方の再生です。地方自治体の自由度を高め、地域のことは地域の住民が決められるように改め、それぞれの地方にあった政策を行えるようにすることで、活気に満ちた地域社会をつくります。地域主権を早期に確立するために、先般、「地域主権戦略会議」を発足させました。

第四に、世界で最も進んだ持続可能な低炭素社会をつくることを目指しています。豊かな地球環境は子どもを育む宝です。国連気候変動首脳会議で、全ての主要国の意欲的な参加を前提に、2020年までに1990年比で温室効果ガスの25%削減を目指す「チャレンジ25」や途上国支援等の「鳩山イニシアティブ」を提唱し、その実現に向け政策を総動員する方向で検討を進めています。低炭素社会の構築は、未来への責任を果たすことだけでなく、資源制約を抱えた我が国の弱点克服にもつながります。さらに、環境技術で国際的な優位

性を確保することにもつながります。

4 | 政府への信頼回復と国民不安の解消

鳩山政権では、国民の政府への信頼を回復し、国民不安を解消するため、以下のような方針で対応を開始しています。

国民の政府への信頼回復・不安解消のための方針

社会保障制度改革実現に向けたインフラ整備
 社会の公益重視
 中長期的な財政健全化「コンクリートから人へ」
 安定的・持続的な成長を実現するための成長戦略を策定

第一に、不安解消のための社会保障制度改革実現に向けたインフラ整備です。国民が安心して生活するためには、社会保障制度の抜本改革が必要です。そのために、社会保障・税共通の番号制度などのインフラ整備に向けて取組を進めています。

第二に、社会の公益を重視します。営利事業者や行政だけではなく、NPOなども含めて、皆で協働して社会の公益を実現していく「新しい公共」づくりを重視し、支援する仕組みの検討を進めています。

第三に、「未来への責任」という観点から、膨大な国債の発行・累積は未来を担う子どもたちにツケを回すものであるとの意識を持って、中長期的な財政健全化に取り組みます。まずは事業仕分け、特別会計の見直し、徹底的な行政改革、「コンクリートから人へ」など、税金の無駄遣いの徹底的な排除と予算の総組み替えを進めていきます。さらに、来年前半には、中長期的な財政健全化への道筋を明らかにします。

第四に、中長期的視点に立ち安定的・持続的な成長を実現するための成長戦略を策定します。国民生活を守るためには力強い経済成長が必要です。インフラ整備の進展、経済構造の変化に伴い、公共投資の経済効果は趨勢的に低下してきています。将来世代を含めて国民の暮らしの豊かさや地域の発展等を実現するとともに、我が国の潜在力と知恵を引き出すことにより新たな需要の創出と生産性の向上を両立させ、内需と外需のバランスのとれた経済構造へと転換していく必要があります。

世界最高の低炭素型産業・「緑の産業」の育成、情報通信技術(ICT)の利活用促進、先端分野における研究開発・人材育成の強化、規制のあり方の全面的見直し、「コンクリートから人へ」という基本方針に基づく産業構造の転換や、医療・介護、子育て・教育、農林漁業、観光などの分野における新しい雇用と需要の創出などが重要です。

2 | 税制改革に当たっての基本的考え方

1 | 税制改革の視点

現行税制の抱える問題点を払しょくすべく、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠です。

特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。税制全般の抜本改革を進めるに当たっては、こうした考え方から、次の視点に特に重点を置きます。

税制の抜本改革を進める際の視点

「公平・透明・納得」の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とする
 「支え合い」のために必要な費用を分かち合う
 税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえて、改革を推進する
 グローバル化に対応できる税制のあり方を考える
 地域主権を確立するための税制を構築

2 | 新しい税制改正の仕組み

(1) 新しい税制調査会の設置

従来の税制改正は、与党と政府の税制調査会において議論がバラバラにされてきました。議論の過程が不透明で、国民にとって理解や納得を得にくい形でした。そこで、鳩山政権では、これまでの与党税制調査会と政府税制調査会の機能を一元化。政府の責任の下、税制改正の議論を行うために、政治家で構成される「税制調査会」を政府に新しく設置しました。予算編成過程を抜本的に透明化・可視化するとの方針の下、国民にも議論が見えるようにしています。

地方税制については、地方の声を反映する仕組みを構築することが必要です。税制調査会では、平成22年度税制改正に当たり、全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換を行いました。今後、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。鳩山政権では、国民の理解と納得を得ながら税制改正を行っていきます。

(2) 租税特別措置の抜本的な見直しと租税特別措置透明化法(仮称)

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。その多くが特定の者の税負担の軽減など、産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。これは、税負担の公平の原則の例外であり、正当化されるためには、その適用実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。

しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました(別紙1、2参照)。

【別紙1】

租税特別措置の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの(現時点で241項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

2. 見直しの方針(「ふるい」)

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する(サンセット)。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
なお、期限の定めのない措置のうち、適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。
- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見直しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

(別添)

政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)

背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。

政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか

3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されているか。

- 補助金等の政策手段と比して「相当性」が認められるか
5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に適切かつ明確に役割分担がなされているか。
6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

【別紙2】

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象
- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直し。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとする。これを基本とする。
2. 見直しの方針
- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
- 実施期間が長期にわたる措置（10年超）
適用件数が少ない措置（100件未満）
適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

以上

租税特別措置のうち、産業政策等の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目あります。これら全てを「ふるい」にかけ、平成22年度税制改正から始まる4年間で抜本的に見直します。見直し初年度となる22年度税制改正では、21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、国税81項目、地方税90項目の見直しを実施。うち国税41項目、地方税57項目を廃止又は縮減しました。

なお、今般適用期限を延長するものについても、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法（仮称）」の制定を目指します。租特透明化法（仮称）では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙3参照）。

【別紙3】

租特透明化法案（仮称）の概要

1. 目的
- 租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。
2. 対象とする租税特別措置
- 対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現の

ために設けられたもの（租税特別措置法の条番号により特定）とする。

3. 適用額明細書の提出義務

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置（増収効果のあるもの等を除く。）の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用する。）

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、法人税関係特別措置を適用しないこととする。

（注）「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額（税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等）等必要な事項を記載した一覧表をいう。

4. 適用実態調査の実施

（1）財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査する。

（2）上記のほか、財務大臣は租税特別措置の適用実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に資料提出及び説明を求めることができる。

5. 報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、上記4.の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

6. 適用実態調査情報の提供

行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報（以下「適用実態調査情報」という。）の提供を求めることができることとする。

7. 適用実態調査情報の管理・利用制限

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査情報を適正に管理することとし、適用実態調査情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。また、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。

なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じま。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます（別紙4参照）。

【別紙4】

地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のような措置を講ずる。

1. 対象

- （1）地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち特定の行政目的の実現のために設けられたもの
- （2）住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

2. 適用実態の把握等

上記1.（1）については、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調書など）等により、その適用実態を把握し、上記1.（2）については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。

3. 報告書の作成と国会への提出

総務大臣は、毎会計年度、上記2.により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

4. 財務大臣の情報提供等

総務大臣は、上記2.の適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。

3 | 各主要課題の改革の方向性

1 | 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章(仮称)の制定

国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章(仮称)」を早急に制定します。

(2) 社会保障・税共通の番号制度の導入

社会保障制度と税制を一体化し、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

(3) 歳入庁の設置

年金制度改革と並行して、徴収を担っている日本年金機構(2010年1月に社会保険庁より改組)を廃止し、その機能を国税庁に統合、歳入庁を設置する方向で検討を進めます。

(4) 罰則の適正化

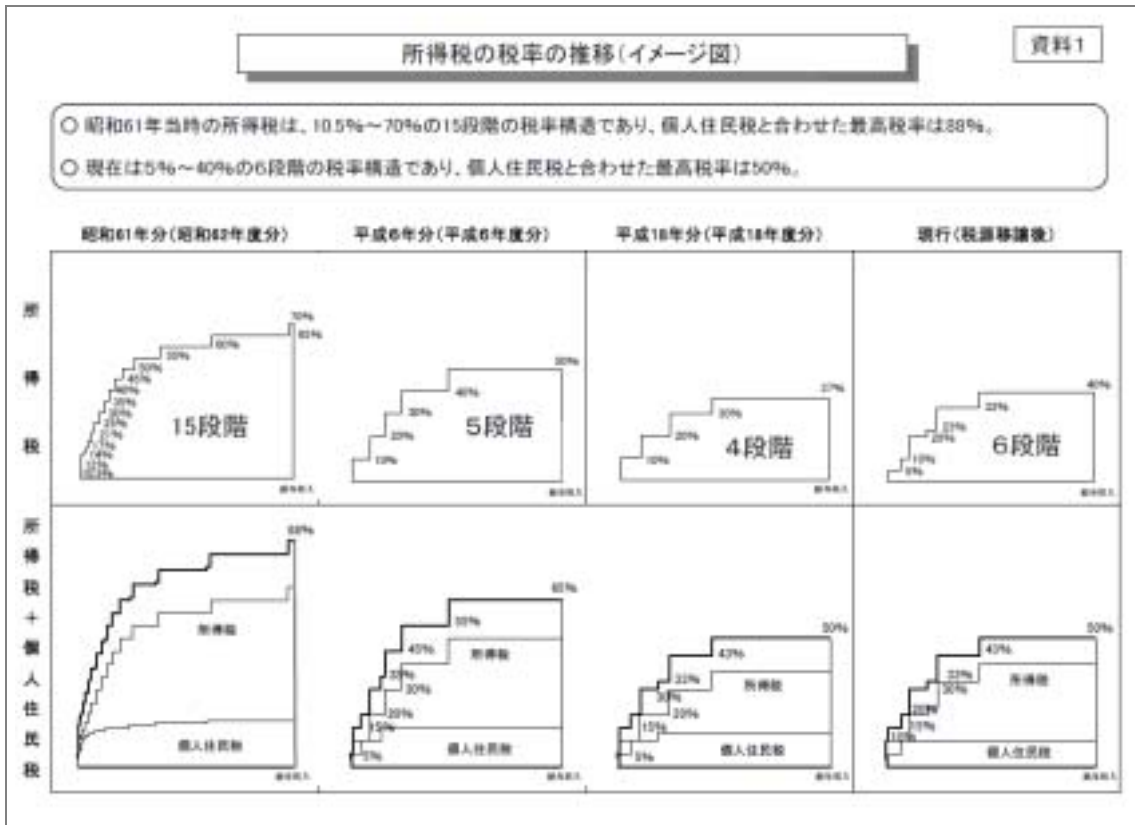
課税の適正化を図り、税制への信頼を確保するためには、罰則の適正化も重要です。他の経済犯とのバランスなどを考えながら、罰則の見直しを行う必要があります。

2 | 個人所得課税

(1) 基本的仕組み

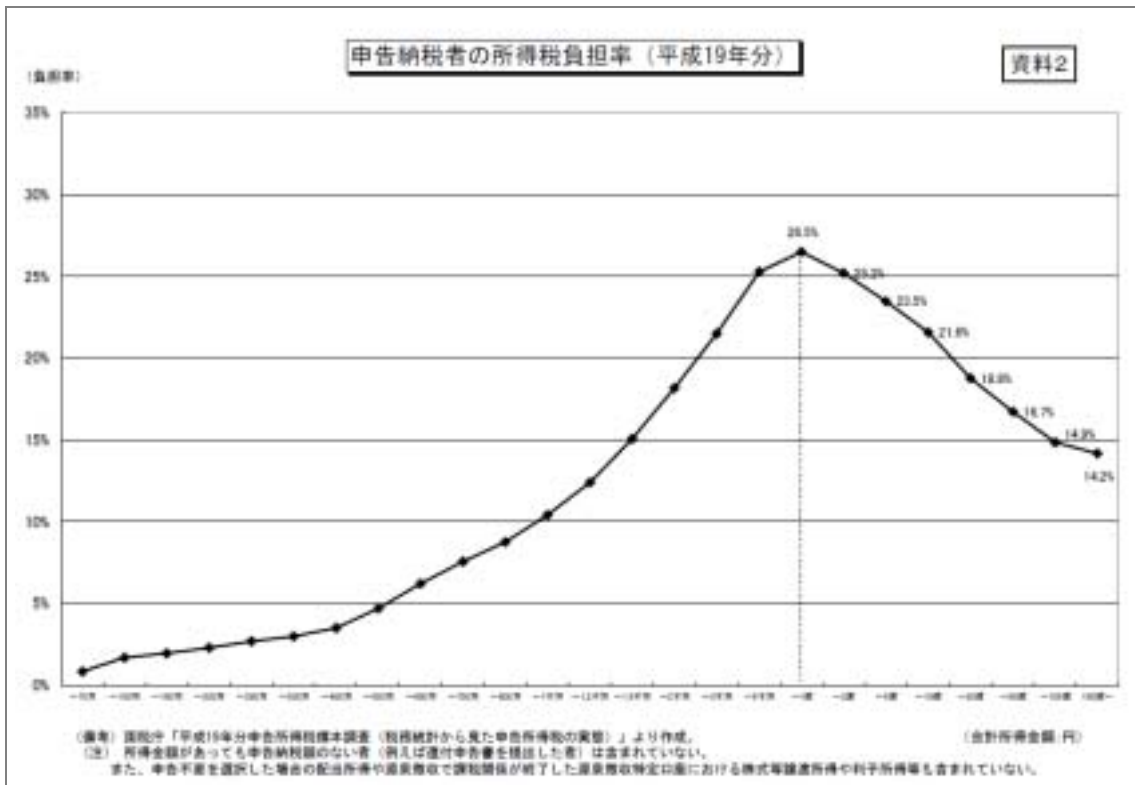
現行所得税では、収入や経済的利益などから、発生形態に応じて設けている給与・事業など10種類の所得分類に従って、給与所得控除や必要経費などを差し引き、所得金額を計算しています。原則として、これらの10種類の所得金額を合算し、その金額から基礎控除、配偶者控除などの所得控除を差し引き、その残額に対して超過累進税率を適用して税額を計算する総合課税の仕組みをとっています。

累進税率とは、所得が多くなるに従い高い税率を課す方法であり、我が国では6つの税率適用所得区分(ブラケット)を設け、ブラケットに応じた税率を課す超過累進税率をとっています(資料1参照)。



(2) 現状と課題

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます(資料2参照)。



格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちていく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です。

(3) 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

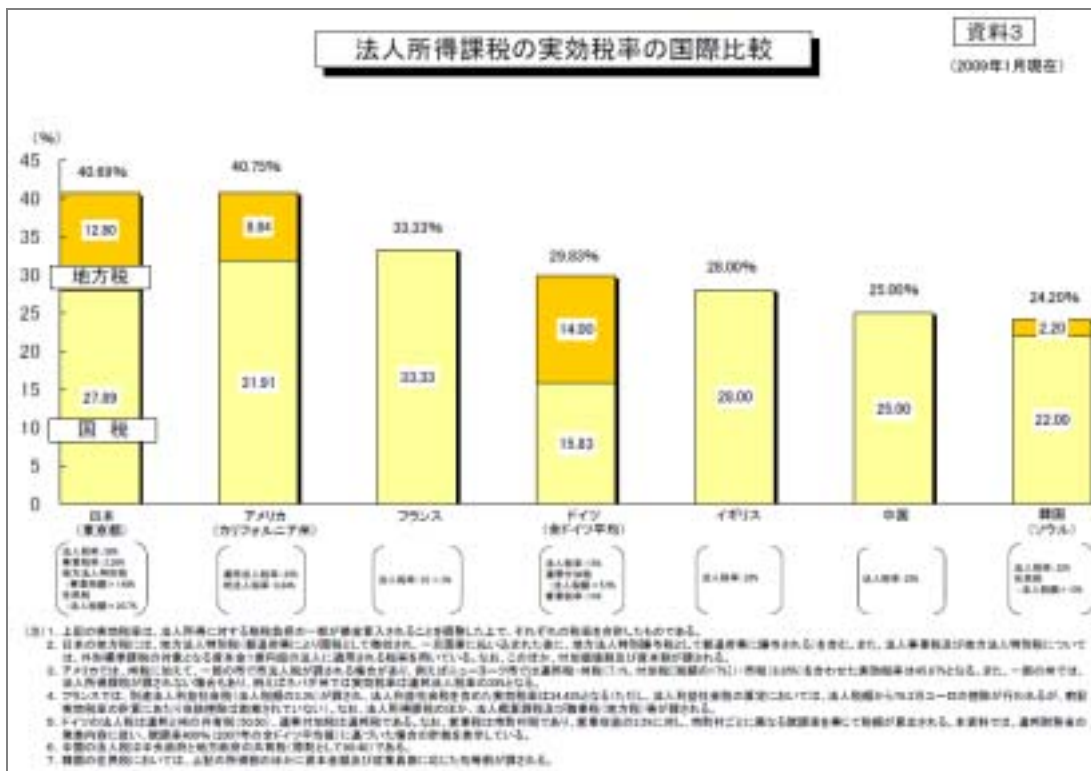
所得税の正常化に向けた改革

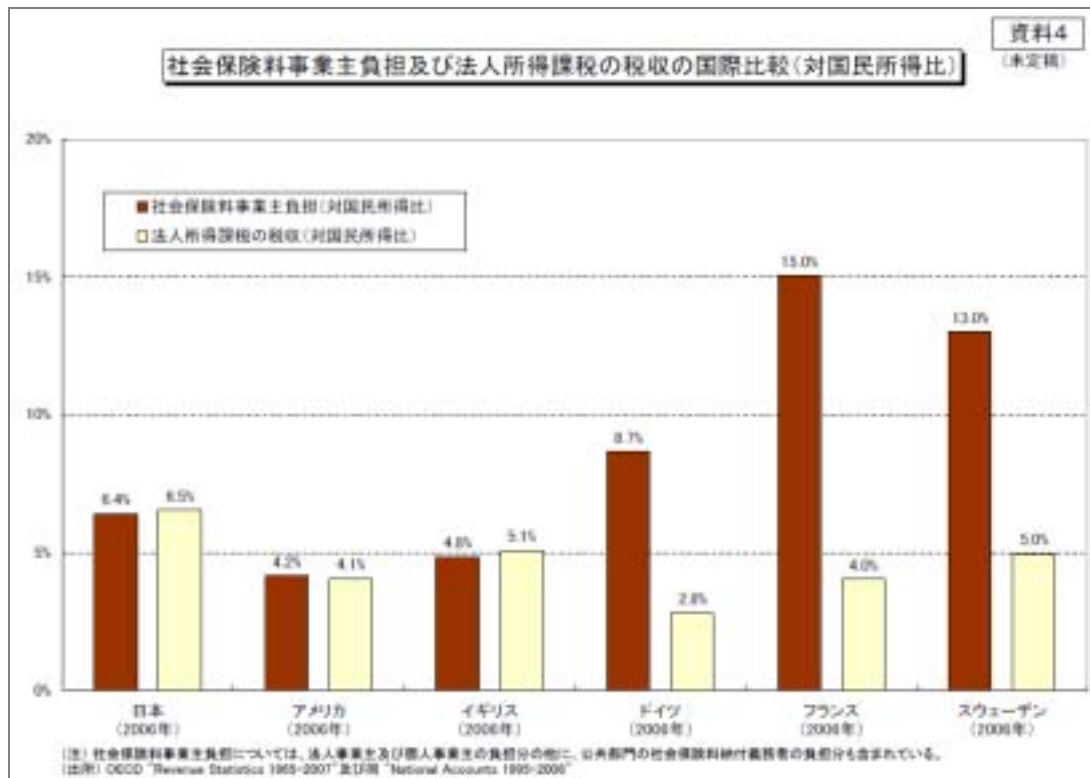
課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を推進
 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を推進
 損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を推進

3 | 法人課税

(1) 現状と課題

我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率は、国際的にみると高く、国際競争力などの観点から税率引下げの必要性が指摘されるところです。他方で、法人所得課税の負担に社会保険料事業主負担をあわせてみると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方もあります（資料3、4参照）。





(2) 法人税改革の方向性

法人課税の分野では、主に租税特別措置により特定の分野や活動に限られた財源を集中することで経済を後押しする手法がとられてきました。しかし、諸外国をみれば、この間に課税ベースの拡大と併せた法人税率の引下げが進んできています。我が国でも、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していきます。

(3) 中小企業に対する軽減税率の引下げ

我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要です。

(4) 特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社(いわゆる一人オーナー会社)については、現在、業務主宰役員(一人オーナー)の役員給与の一部を損金不算入とする制度が設けられています。この制度は、役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の問題に対処するために設けられたものです。この制度は二重控除を是正する手法として適当かといった批判があるため、本制度は平成22年度税制改正で廃止します。

4 | 国際課税

(1) 現状と課題

近年、経済取引のグローバル化の進展に伴い、外国関係会社との取引関係の操作や税負担の少ない国（いわゆるタックス・ヘイブンなど）を利用した租税回避行為のリスクが高まっています。また、グローバル化が進む中、実際に課税・徴収を確保するには、情報把握の困難性や外国の主権により執行上の制約を受けるなど、税務執行も困難化しています。

(2) 改革の方向性

移転価格税制については、平成22年度税制改正において必要な改正を行う予定です。独立企業間価格の算定方式の適用優先順位の柔軟化や比較対象取引の候補となりうる取引が複数存在する場合等の選定のあり方の明確化など、必要な方策を検討します。租税条約については、我が国経済の活性化や課税権の適切な確保に資するよう、経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、そのネットワークの迅速な拡充に努めます。

5 | 資産課税

(1) 相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。しかし、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません（資料6参照）。



(2) 固定資産税

固定資産税は市町村税収の約42.5%（平成21年度地方財政計画）を占める重要な税目です。しかし、これまで適用実態や正当性等が検証されないまま、数多くの政策税制措置が設けられ、課税ベースを侵食しています。「公平・透明・納得」の税制の構築に向けて、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」による見直しに加え、実施期間が長期にわたる措置、適用件数が少ない措置、適用金額が小さい措置のいずれかの要件に該当する政策税制措置を今後4年間で厳格に見直します。

6 | 個別間接税

(1) たばこ税・酒税

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。

(2) 暫定税率

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率は、平成19年12月に検討された10年間の道路整備計画案を根拠に平成20年4月から平成30年3月末までの10年間のものとして定められましたが、財源の用途については、前政権下の平成21年4月に一般財源化され、道路特定財源制度はなくなりました。このような認識に立って、現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。

(3) 車体課税

自動車関連諸税においてはかねてより簡素化、負担の軽減、グリーン化が強く求められてきました。地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の2倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定するなどの措置を講じることとします。

また、いわゆる「エコカー減税」（24年4月末まで）については、制度の仕組みを維持します。以上の措置により、自動車重量税のグリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。

4 | 平成22年度税制改正の主な項目の見通し

1 | 平成22年度税制改正の考え方

鳩山政権では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組むこととしています。こうした取組の第一歩として、平成22年度税制改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じます。

2 | 個人所得課税

(1) 扶養控除の見直し

平成23年分以後の所得税について適用

- イ 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者。以下同じ。）に係る扶養控除を廃止
- ロ 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者。以下同じ。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止し、扶養控除の額を38万円とする
- ハ 扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じる

平成24年度分以後の個人住民税について適用

- イ 年少扶養親族に係る扶養控除を廃止
- ロ 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする

(2) 金融証券税制

少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

非課税口座

「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限る）が、非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る）をいう

非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲のものに限る）及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができる

非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とする

3 | 法人得課税

(1) 資本に係る取引等に係る税制

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、次の見直しを行います。

グループ内取引等に係る税制

イ 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等の取り扱い

ロ 100%グループ内の法人間の寄附金の全額損金不算入

ハ 100%グループ内の法人間の資本関連取引

ニ 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととする

軽減税率

特定同族会社の特別税率の不適用

貸倒引当金の法定繰入率

交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

欠損金の繰戻しによる還付制度

ホ 連結納税制度の取り扱い

資本に関する取引等に係る税制

イ みなし配当の際の譲渡損益の計上

ロ 清算所得課税の廃止

ハ その他

適格合併等の場合における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件を見直す

分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととする

売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備を行なう

合併類似適格分割型分割制度を廃止

受取配当の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を見直す

(2) 特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、廃止します。特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。

(注) 本制度は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されないこととなります。

4 | 国際課税

(1) 外国子会社合算税制等の見直し

国外進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を的確に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)等について、次の見直し等を行います。

特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)を20%以下(現行25%以下)に引き下げ。また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所在地国の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地国の課税標準に含まれないこととされる配当等を追加

外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を10%以上(現行5%以上)に引き上げ

(2) 移転価格税制見直し

国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、次の見直しを行います。

移転価格課税について独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に留意すべき事項等を運用において明確にする移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲を次の区分に基づき、明確にする

国外関連取引の内容を記載した書類 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類

5 | 資産課税

(1) 租税特別措置等

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について

相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、次の見直しを行います。

- | |
|---|
| イ 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200㎡まで50%減額）を適用対象から除外
ロ 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定
ハ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等に特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には部分ごとに按分して軽減割合を計算
ニ 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化
（注）上記の改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用します。 |
|---|

非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行います。

< 参考文献 >

「平成22年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立に向けて～」

